

平成29・30・31年度大和高田市競争入札参加資格（物品購入等）審査申請要領

大和高田市が発注する物品購入等に係る競争入札に参加又は随意契約の契約相手となることを希望される方は、次により競争入札参加資格審査申請書を提出してください。この申請をもとに競争入札においては、資格審査を行い、有資格者の決定を行います。また、随意契約においては、契約締結に向けての見積徴取対象者となります。

<p>1. 参加資格</p>	<p>次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。</p> <p>(2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合においてこれを得ていない者</p> <p>(3) 平成31年4月1日現在で、営業を開始して1年未満の者</p> <p>(4) 国税及び地方税を滞納している等の経営状況が著しく不健全であると認められる者</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。</p> <p>ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したとき。</p> <p>エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。</p> <p>カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p>
<p>2. 提出期間</p>	<p>市内業者・市外業者</p> <p><u>平成31年2月1日（金）から平成31年2月28日（木）まで</u>（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで</p> <p>【今回は追加受付のため、平成29、30年に申請し、登録済みの方は提出の必要はありません。】</p>
<p>3. 受付場所</p>	<p>大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 環境建設部契約監理室（市役所別棟1階） 電話 0745-22-1101（内線 652・627）</p>
<p>4. 提出部数</p>	<p>各1部（A4判）。順番に重ね、クリアファイル（A4判透明）に入れて提出してください。</p>
<p>5. 提出方法</p>	<p>持参に限ります。（記載の内容について、説明のできる方が持参してください。）</p> <p>※郵送等の持参以外の方法によるものは、受け付けません。</p>
<p>6. 有効期間</p>	<p>大和高田市内・市外業者 共に1年間 （平成31年4月1日から平成32年3月31日まで）</p>

7. 提出書類 (添付書類)	法人・個人	競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
	法人・個人	誓約書(様式第2号)
	法人・個人	暴力団排除に関する誓約書(大和高田市指定様式[両面コピー])
	法人	履歴事項全部証明書【写し可】……………発行機関 法務局
	個人	身元証明書【写し可】……………発行機関 本籍地の市町村
	法人	印鑑証明書【写し可】……………発行機関 法務局
	個人	印鑑登録証明書【写し可】……………発行機関 住所地の市町村
	法人・個人	使用印鑑届(様式第3号)又は委任状兼使用印鑑届(様式第4号) ※様式第4号は、支店長、営業所長等に契約に関する権限を委任する場合
	法人・個人	営業概要書(様式第5号)、印刷製本業務調書(指定様式)※印刷業者のみ 契約書等 ※契約実績がある場合(営業概要書⑤に記入の上、主な実績を証する契約書等の写し添付) 営業許認可書等 ※必要な業務の場合(営業概要書⑥に記入の上、写し添付)
	法人・個人	代理店・特約店証明書等 ※メーカーとの契約がある者
	法人・個人	①資格者(技術者)経歴書(大和高田指定様式) ※役務の提供等で必要な業種 ②資格者の証明書の写しを添付
	法人	財務諸表(決算報告書) 直近のもの ①貸借対照表、②損益計算書、③株主資本等変動計算書
	個人	所得税確定申告書等 直近のもの 青色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し、②青色申告決算書の写し 白色申告の場合 ①所得税確定申告書の写し
	法人	納税証明書(未納のない証明)【写し可。ただし、大和高田市税にあたるものは、全て原本とする。】※本・支店等間の委任関係にある場合は、本店及び委任先支店等が納税義務者となっている証明書を提出のこと。 ①法人税・消費税(その3の3)……………発行機関 管轄の税務署 ②法人市町村民税(法人都民税)、固定資産税、都市計画税(ただし、課税されていない税目を除く。)……………発行機関 住所地(所在地)の市町村(都) ③大和高田市税(大和高田市外の市町村に住所地(所在地)がある者で大和高田市に課税されているもの。ただし、課税されていない税目を除く。)……………発行機関 大和高田市
	個人	納税証明書(未納のない証明)【写し可。ただし、大和高田市税にあたるものは、全て原本とする。】 ①所得税・消費税(その3の2)……………発行機関 管轄の税務署 ②市町村民税(特別区民税)・都道府県民税、国民健康保険税……………発行機関 住所地の市区町村 ③固定資産税、都市計画税(課税がない場合は除く。)……………発行機関 住所地の市区町村(都) ④大和高田市税(大和高田市外の市町村に住所地がある者で大和高田市に課税されているもの。ただし、課税されていない税目を除く。)……………発行機関 大和高田市
法人・個人	会社(事業所)案内パンフレット ※有る場合	
法人・個人	事業所所在地のわかる地図及び外観の写真 ※市内業者(市内の本店又は委任先支店等)として申請する者のみ	
8. 提出における注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法人、個人により提出書類等が異なります。 ・各証明書及び謄本(写しの場合はその原本の発行日)は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。 ・【写し可】としているものは鮮明なものを提出してください。 ・審査の結果、資格者は競争入札等参加資格者名簿に登録されますが、業種によっては期間中に全く入札等がない場合もあり、直ちに発注がある制度ではないことに留意願います。 	